平成２７年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市柳町４丁目６番４号　マーベラスＢ203
債務者　黒岩亜梨沙
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５７号
福島県いわき市東田町１丁目16番地の４　グリーンフラッツ203号
債務者　大森　貴志
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３０６号
茨城県ひたちなか市大字金上653番地２
債務者　岡野　里恵
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３０９号
茨城県笠間市平町1750番地13　大田住宅２号棟
債務者　本田　勝通
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１３号
長野県東御市御牧原2029番地
債務者　中堀　忠和
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１１７号
長野県東御市祢津1344番地３
債務者　荻原　　清
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１１８号
長野県上田市岡1300番地　市住８号
債務者　杉浦千枝子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第６８９号
京都市右京区太秦西蜂岡町９番地33　山崎ビル401
債務者　文字みさき
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９９６号
京都市東山区白川筋三条下る４筋目西入稲荷町北組527番地26
債務者　土田　利行
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１６号
京都市中京区壬生椰ノ宮町13番地30　レーベンなぎの宮302号室、前住所大阪府豊中市浜３丁目18番６号
債務者　小川　浩司
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６４８号
広島市佐伯区三筋１丁目４番24―２号
債務者　小石川理恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９４号
広島市南区向洋新町３丁目35番１―101号
債務者　渡邉　亮太
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９５号
広島市南区向洋新町３丁目35番１―101号
債務者　渡邉　由紀
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４２号
広島市安芸区矢野西３丁目10番６―102号
債務者　圓山　達也
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４３号
広島市安芸区矢野西３丁目10番６―102号
債務者　圓山　和美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５８号
広島県廿日市市上平良1142番地４（102）
債務者　渡部　修壯（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６６号
広島市安佐北区白木町大字三田14番地52
債務者　梅野　　壽
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６７号
広島市安佐北区白木町大字三田14番地52
債務者　梅野　直枝
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部